

議会基本条例に基づき議会運営を検証しました



筑西市議会基本条例（以下「条例」という。）は、平成27年2月25日の本会議において可決、成立し、平成27年4月1日から施行されました。

条例では、「議会は二元代表制の一翼を担い、市の意思決定を行う議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す」ことを基本理念に掲げ、「議会が市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民の福祉向上に資する」ことを目的としております。

また、条例第27条第1項では、「議会は、議員の任期ごと及び当該議員の任期中に必要なと認めるときは、この条例による議会運営の状況を検証しなければならない。」と規定しており、平成30年度に本条例施行後、初めての検証を行い、このたび、議会運営委員会において、議会運営についての二度目の検証を行いましたので、ここにその結果を報告いたします。

検証結果の概要

検証の方法は、原則、条文ごとに「取組内容」、「問題点」、「改善策」について検討を行い、「評価」は、A、B、C、Dの4段階としました。

（1）評価の結果集計（全35項目）

A 概ねできている	（達成率8割以上）	23項目
B ある程度できている	（達成率5割程度）	4項目
C あまりできていない	（達成率3割以下）	1項目
D 全くできていない	（取組なし）	該当無し

評価対象外、検証対象外 7項目（目的、基本理念など）

（※条文ごとの検証結果詳細は、筑西市議会ホームページに掲載しております。）

（2）評価の高かった取り組み（抜粋）

趣 旨	条 項	取 組 内 容	評価
危機管理	第7条	①取組内容 「筑西市議会における災害発生時の対応要領」及び「筑西市議会における災害発生時の議員行動マニュアル」を作成し、災害時にすぐ対応できるよう議員間での共有を図った。	A
会議の公開	第8条	①取組内容 本会議はケーブルテレビ放映、インターネット録画配信を実施。委員会は傍聴による公開。本会議、常任委員会会議録を議会ホームページに公開。また、スマートフォンによる録画配信にも対応した。	A
市長提出議案等に対する資料提出等	第13条	①取組内容 施策の背景と詳細説明を受けるため、全員協議会を頻繁に開催。必要に応じ現場見学等を実施。常任委員会協議会を活用し問題点を整理し、執行部に追加資料の提出を要請した。	A
政務活動費	第24条	①取組内容 条例、規則、用途基準（運用指針）に従い、議員各自、適正に政務活動費を活用している。平成29年度分から議会ホームページに収支報告書や領収書を公開しており、現在も継続して公開している。	A

(3) 今後の課題とした取り組み（抜粋）

趣 旨	条 項	①取組内容 ②問題点 ③改善策	評価
議会報告会	第12条	①取組内容 今期はコロナ禍により令和元年度のみ開催。 令和元年度1回（4地区） 計11参加 ②問題点 市民の開催要望との乖離。 ③改善策 市民の要望の把握と検証。	C
政策提言	第16条	①取組内容 常任委員会協議会を開催し、資料請求や各委員会でテーマを決め、調査検討を行った。 ②問題点 委員会ごとに設定したテーマに基づく政策提言を行っていない。 ③改善策 政策提言の検討を進める。	B
議員間討議	第19条	①取組内容 委員会での議員間討議はあったが、本会議での議員間討議が進まない。 ②問題点 議員間討議が浸透しない。 ③改善策 委員会ならびに本会議における議員間討議の進め方について調査研究し、手順を確立する。	B

検証を終えて

このたびの検証作業では、議会のこれまでの取り組みについて、各委員から活発な意見が交わされました。これは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握するために、とても有意義な協議となりました。

また、二元代表制の一翼を担う議会として、行政監視機能に加え、政策立案機能の強化に取り組むことの重要性について具体的な協議ができたことは、今後につながる大きな前進でありました。

議会基本条例は議会における最高規範であり、さらに市民の負託に応えられる議会となれるよう、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、できるところから改善に取り組み、次期任期となる改選後の議会へ引き継いでまいります。

筑西市議会



議会運営委員会

委員長 赤城 正徳
副委員長 堀江 健一

委員 田中 隆徳 小島 信一
真次 洋行 三浦 譲
秋山 恵一 榎戸 甲子夫